



令和5年3月9日

多摩市長
阿部 裕行 殿

多摩市みどりと環境審議会
会長 沼田 真也

「からきだの道」の一部廃止について（答申）

令和5年2月8日付4多環公第656号で諮問されました「からきだの道」の一部廃止について、下記のとおり答申致します。

記

【答申】

「からきだの道」の一部廃止について、都市公園法第十六条「都市公園の保存」の規定を踏まえ審議した結果、以下の理由から、「公益上特別の必要がある場合」に該当すると判断できるものとして答申致します。

- 本件は、隣接する「島田療育センター」建替工事にあたり、現状の傾斜地に設置された駐車場が車いすやベビーカー利用者にとって課題があるとともに、駐車可能台数も需要を満たしていないことから、新たな場所に駐車場を設置する必要がある。こうした状況を踏まえ、新たな出入口の幅員を確保するために、やむを得ず「からきだの道」を一部、出入口通路へと転用するものであり、この理由については、安全性や来院者の交通利便性の点から、妥当性が認められる。
- 「島田療育センター」は、市内唯一の重症心身障害児の支援センターであり、医療的ケア児対策としての地域の中核的な存在を今後も担っていくことが求められている施設であり、地域における必要性の高さが認められる。
- 公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関して定められた「土地収用法」において、「土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業」のひとつとして、社会福祉法に基づく社会福祉事業が規定されており、「島田療育センター」はこれに該当



することから、「島田療育センター」の存続・運営の公益上の必要性が認められる。

- 一部廃止とならないよう、用地交換などの可能性を確認したところ、交換候補地が斜面地しかないこと、また交換の対象となる広さも非常に小さいことから、可能用可能性がないことが認められる。
- 本件による「からきだの道」一部廃止での影響を考慮すると、廃止面積は全体面積の1%にも満たないものであり、これによりみどり率等の指標数値が変わることはなく、また、廃止場所は植栽体部分であり、利用に影響がないことが認められる。さらに、保全活動を行っている「多摩市グリーンボランティア森木会の活動範囲外であり、活動に影響がないことが認められる。
- 以上の内容と「島田療育センター」の存続の重要性を比較衡量すると、本件にかかる「からきだの道」一部廃止により、利用を妨げたり、本来の機能を低下することはなく、島田療育センターを存続させていくための通路に転用することの方が、公益上の必要性が高いと判断できる。

なお、留意されるべき事項として、以下を附帯意見として申し添えます。

【附帯意見】

- 廃止する部分において、保護を必要とする野生動植物等がないか調査・確認のうえ、必要であれば措置を講じること。
- 新たに病院への車両通路ができることで、歩道歩行者や、「からきだの道」利用者の通行にかかる安全性が損なわれないよう、「島田療育センター」へは十分な対応を要請すること。

以上